

○松山市浄化槽取扱指導要綱

平成10年3月31日

要綱第11号

改正 平成15年3月26日要綱第20号

平成20年11月27日要綱第89号

平成29年3月23日要綱第18号

令和2年3月31日要綱第23号

令和5年3月15日要綱第8号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に設置される浄化槽の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、公衆衛生の向上、生活環境の保全及び公共用水域等の水質汚濁防止に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び松山市浄化槽保守点検業者登録条例（平成10年条例第14号）の例によるもののほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 浄化槽製造販売業者 法第13条第1項又は第2項の認定を受けて当該認定に係る型式の浄化槽を製造し、又はその製品を販売する事業を営む者（以下「製造販売業者」という。）をいう。
- (2) 維持管理 浄化槽の保守点検、清掃等浄化槽管理者（以下「管理者」という。）が遵守し、又は実施すべき浄化槽の管理全般をいう。
- (3) 関係業者 製造販売業者、浄化槽工事業者（以下「工事業者」という。）、浄化槽保守点検業者（以下「保守点検業者」という。）及び浄化槽清掃業者（以下「清掃業者」という。）をいう。
- (4) 関係者 管理者及び関係業者をいう。

(方針)

第3条 市は、県と連携して、浄化槽の設置、維持管理等について総合的な行政指導を行うものとする。

2 市は、関係者にそれぞれの責務を自覚させ、これを確実に履行させることとし、浄化槽業務を円滑に推進するため、関係業者の自主管理機能の体系的な整備を図るものとする。

3 自主管理機能の整備は、関係者の社会的責任と役割に鑑み、愛媛県知事が昭和61年4月1日に指定検査機関に指定した公益社団法人愛媛県浄化槽協会（昭和46年7月30日に社団法人愛媛県浄化槽管理センターという名称で設立された法人をいう。以下「浄化槽協会」という。）を中心に推進するものとする。

（市の責務）

第4条 市長は、公衆衛生の向上、生活環境の保全及び公共用水域等の水質汚濁防止を図るため、浄化槽の正しい知識の普及及び関係業者の資質の向上に努める等、浄化槽に関する諸施策を実施するものとする。

2 市長は、指定検査機関から送付された検査結果報告に基づく指摘事項が浄化槽関係法令に違反していると認められるときは、関係者に対し必要な措置をとるよう指導するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、公共用水域における水質汚濁を生じさせないように、市が実施する浄化槽に関する諸施策に協力するものとする。

（関係者及び浄化槽協会の責務）

第6条 関係者及び浄化槽協会は、浄化槽による環境汚染を未然に防止するための社会的責任を有することを自覚して、関係法令及びこの要綱の規定を遵守し、次の責務を全うしなければならない。

（1）管理者

ア 法に基づく設置前の届出、設置後の適正な使用方法、保守点検、清掃及び水質に関する検査等の義務を遵守するとともに、次の事項を履行すること。

（ア）浄化槽保守点検記録の整備保管（3年間保存）

（イ）使用開始、変更及び廃止の届出

（ウ）設置後の苦情、紛争等の自主解決

イ 管理者の責務の内容は、専門的技術及び関係業者間の連絡調整を必要とするので、市長の許可又は登録を受けた関係業者に委託して履行するものとし、管理者自ら浄化槽の保守点検を行う場合は、浄化槽管理士の資格又はこれと同等の知識を有

し、松山市浄化槽保守点検業者登録条例第12条第3項に規定する器具を用いること。

(2) 製造販売業者 適格な浄化槽を供給し、販売後の工事及び保守点検の状況把握を行うとともに、設置後も供給品の品質に対する苦情処理に当たるほか、浄化槽協会と協力して、管理者に対し正しい浄化槽の知識を周知すること。

(3) 工事業者

ア 管理者に信頼される工事を行い、竣工後も業務に係る苦情処理に当たるとともに、営業所ごとに帳簿を備え、これを保存すること。この場合において、記録の保存については、電磁的方法により行うことができるものとする。

イ 浄化槽協会と協力して、管理者に対し、浄化槽の使用方法及び正しい保守点検を指導すること。

(4) 保守点検業者

ア 管理者に信頼される保守点検及び管理を行い、業務に係る苦情処理に当たるとともに、保守点検等の記録を管理者に交付し、その写しを3年間保存すること。この場合において、記録の交付及び保存については、電磁的方法により行うことができるものとする。

イ 浄化槽協会と協力して、保守点検技術等の向上を図るとともに、管理者に対し清掃及び保守点検の重要性を認識させること。

(5) 清掃業者

ア 管理者に信頼される清掃業務を行い、業務に係る苦情処理に当たるとともに、清掃の記録を管理者に交付し、その写しを3年間保存すること。この場合において、記録の交付及び保存については、電磁的方法により行うことができるものとする。

イ 浄化槽協会と協力して、管理者に対し清掃及び保守点検の重要性を認識させること。

(6) 関係業者 法第7条、法第10条及び法第11条に基づく放流水質に関する検査等の推進について協力すること。

(7) 浄化槽協会 関係業者に対し、研修を実施する等資質の向上に努め、その社会的責任と役割を認識させ、自発的な業界秩序の確立を図り、関係業者による自主管理機能の整備を図るとともに、次の事項を履行すること。

ア 管理者の求めに応じ、浄化槽工事、保守点検、清掃等について各関係業者が適切

に応じられるよう指導・助言を行うこと。

イ 関係者に対し、常に正しい浄化槽の知識を普及するとともに、浄化槽による環境汚染、苦情、紛争等が起こった場合は、率先してその解決に努めること。

ウ 浄化槽協会の構成員が実施した業務に係る浄化槽の故障、苦情、紛争等は、浄化槽協会の責任において、直ちに必要な措置を講じ、その解決に当たること。

エ 保守点検業者の市長登録に当たっては、浄化槽協会において事前指導を行うこと。

オ 製造販売業者及び清掃業者の実態把握に努めること。

カ 浄化槽設備士、浄化槽管理士等の実態把握、資質の向上及び養成に努めること。

キ 市が実施する浄化槽に関する適正な使用・維持管理知識の普及啓発活動に協力すること。

ク 検査の結果を市へ報告するとともに、市が実施する指摘事項の改善指導等に協力すること。

(浄化槽の設置手続)

第7条 浄化槽の設置手続は、法第5条第1項（設置等の届出）によるほか、次のことを遵守しなければならない。

(1) 法第5条第1項に基づく浄化槽の設置（構造又は規模の変更を含む。）の届出は、浄化槽協会において事前指導を受け、市の保健所長を経由後、市長に提出すること。

(2) 法第5条第1項ただし書の規定に該当する場合は、浄化槽協会において、事前指導を受けた設置計画書を建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）、同法第6条の2第1項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書又は確認通知書に添付すること。

2 市長又は建築主事は、浄化槽設置届出書等を受理する場合は、浄化槽協会の調査書の添付を原則とし、必要に応じ現地確認を行い、次の区分により処理するものとする。

(1) 設置が適当であると認めたときは、浄化槽設置（変更）届出書受理通知書（様式第1号。以下「受理通知書」という。）を届出者に交付すること。

(2) 浄化槽の規模、構造等が不适当であり、又は放流先が生活環境保全上著しく支障があり、その設置が不适当であると認めたときは、その旨を届出者に通知するとともに、改善を指導するものとする。

(浄化槽工事の基準等)

第8条 浄化槽工事に当たっては、法第4条第3項(浄化槽工事の技術上の基準)によるほか、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 放流水については、下水道、下水路、河川等適当な放流先を確保すること。
- (2) 処理対象人員の算定に当たっては、全体計画に基づいて算定し、原則として浄化槽の分割設置をしないこと。

2 浄化槽設備士は、浄化槽工事に当たっては、浄化槽設備士証を携帯しなければならない。

3 市長又は建築主事は、浄化槽工事について、必要に応じ検査を実施することができる。

(維持管理)

第9条 浄化槽の使用、保守点検及び清掃は、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第1条(使用に関する準則)、第2条(保守点検の技術上の基準)及び第3条(清掃の技術上の基準)によるほか、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 浄化槽の保守点検及び清掃は、関係業者間の連絡調整を円滑に行うため、市長の登録を受けた保守点検業者及び市長の許可を受けた清掃業者に委託して実施すること。
- (2) 浄化槽管理士は、浄化槽の保守点検に当たっては、技術者登録証等その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- (3) 保守点検業者は、管理者から保守点検の委託を受けた浄化槽について、法第10条の規定により使用開始直前に保守点検を実施し、松山市長に報告すること。
- (4) 管理者及び管理者から委託を受けた保守点検業者は、水質検査の結果BOD値等が基準を超えているものについては、その原因を究明し、適切な措置を講じること。
- (5) 関係業者は、法第7条及び法第11条の規定による使用開始後3月を経過した日から5月間及び毎年1回の水質に関する検査等について、管理者に受検指導及び助言を行うこと。

(報告等)

第10条 管理者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる書類によりその日から30日以内に浄化槽協会を経由して、市長に報告し、又は届け出なければならない。

- (1) 浄化槽の使用を開始したとき。 浄化槽使用開始報告書(様式第2号)
- (2) 技術管理者を変更したとき。 浄化槽技術管理者変更報告書(様式第3号)

2 法第11条の2の規定による浄化槽の使用の休止の届出等及び法第11条の3の規定による浄化槽の使用の廃止の届出は、浄化槽協会を経由してしなければならない。

3 管理者が変更になった場合において、新たに管理者となった者は、その日から30日以内に浄化槽管理者変更報告書（様式第4号）を浄化槽協会を経由して市長に報告しなければならない。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書式により、毎月10日までに、それぞれ前月分に係る月報を浄化槽協会を経由して、市長に提出しなければならない。この場合において、月報は、別に定める電磁的方法により提出することができるものとする。

(1) 工事業者 浄化槽設置月報（様式第5号）

(2) 保守点検業者 浄化槽保守点検契約月報（様式第6号）及び浄化槽保守点検状況月報（様式第7号）

(3) 清掃業者 浄化槽清掃状況月報（様式第8号）

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月26日要綱第20号）

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により、法第2条第1項に規定する浄化槽とみなされる浄化槽は、この要綱による改正後の松山市浄化槽取扱指導要綱の規定の適用を受ける浄化槽とみなす。

付 則（平成20年11月27日要綱第89号）

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則（平成29年3月23日要綱第18号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月31日要綱第23号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月15日要綱第8号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。